

脱法=安全!?

こんなに怖い! 脱法ドラッグ

最近、合法ハーブ等と称して販売される薬物(いわゆる脱法ドラッグ)を吸引して、意識障害やおう吐、けいれん、錯乱などを起こし、救急搬送された事例や、死亡事故・事件も全国各地で発生しています。脱法ドラッグは、繁華街やインターネットなどで「合法」であると偽って販売されていますが、覚醒剤や麻薬などの規制薬物よりも危険な物質が含まれていることもあり、大変危険な薬物です。

脱法ドラッグは絶対に使用しない!!

覚醒剤や麻薬、脱法ドラッグなどの薬物は、たった1度の使用でも、死につながる危険があります。また、脳を刺激して興奮させたり、鎮める作用、幻覚を起こす作用などがあります。そのため「一度だけ」のつもりでも、再び同じ感覚を味わいたくなり、繰り返し薬物に手を出してしまうようになります。さらに薬物には、「耐性」といって、使っているうちに同じ量や回数では薬物の効果が現れなくなる性質があります。薬物の効果が切れると、イライラしたり落ち着かなくなったり、気分が落ち込んだりするため、薬物をまた使用したくなります。薬物によっては特有の禁断症状が現れるため、禁断症状の苦しさを解消するために、さらに乱用を繰り返すことになります。薬物に依存するようになると、自分の意志だけではやめられなくなります。



一度の使用が人生を台無しに!!

「合法ハーブ」などと偽って抵抗感をなくしていることなどから、軽い気持ちで手を出す人が少なくありません。脱法ドラッグを乱用するうちに、さらに強い刺激を求めて、覚醒剤や麻薬などの薬物に手を出してしまうケースもあります。このことから、脱法ドラッグは、薬物乱用への入り口となる「ゲートウェイドラッグ」とも言われています。規制されていないから大丈夫と思うのは間違いで、一度の使用で死んでしまうこともあり、脱法ドラッグを使うことは、とても危険です。絶対に使用しないでください。

使うな。絶対にだ。



脱法=捕まらない!?

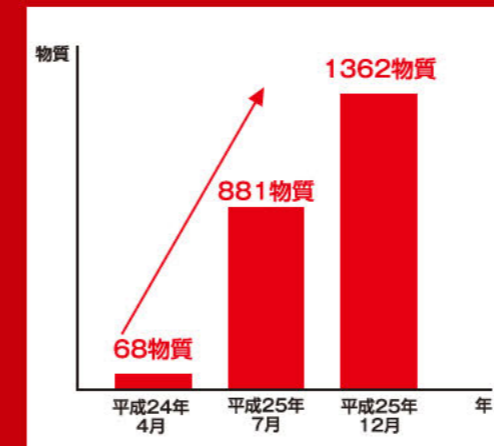
平成26年4月1日より指定薬物の所持、使用、購入等が新たに禁止!!

薬事法により指定薬物の輸入、製造、販売・授与、販売もしくは授与目的での貯蔵または陳列の禁止に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止することになりました。これにより、指定薬物を含む脱法ドラッグを使用しても罰せられないとの軽い気持ちから、入手、使用することを防止し、新たな薬物乱用の根絶を図ります。違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はどちらの罰も科されます。

指定薬物の対象物質拡大!!

海外で流通している物質の指定や、化学構造が類似した特定の物質群を一括して指定する包括指定を導入し、現在、1,300物質以上を指定薬物に指定しています。

※指定薬物：精神毒性(幻覚、興奮)を有する可能性が高く、使用した場合、人体へ悪影響を与えるおそれがある物質を薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」に指定しています。



もう見逃しはしない……



©さいとう・たかを/リイド社

【脱法ドラッグによる事件・事故】

愛知県
春日井市

脱法ドラッグを吸って車を運転し、女子高生をはねて死亡させた

(2012年10月)

東京都
練馬区

脱法ドラッグを吸って小学校に乱入、女子児童を追いかけまわして一人にけがをさせた

(2012年10月)

大阪府
大阪市

脱法ドラッグを使用した女性が下痢・おう吐を繰り返し、衰弱し、その後死亡した

(2013年10月)

【合法を装った脱法ドラッグ】

お香



ハーブ



バスソルト



アロマ

